

国民年金の 保険料は 所得額から 控除されます



平成12年1月から12月までの間に納めた国民年金の保険料は、税の確定申告のときに社会保険料控除として、全額課税所得から控除されることになっています。

自分の保険料だけでなく、家族の保険料や過去にさかのぼって納めた保険料についても控除されますので、忘れず申告してください。

なお、昨年の保険料は、表のとおりです。

平成12年の保険料

月 額	定額（1月～12月）	13,300 円
	定額+付加 （1月～12月）	13,300 円 + 400 円
年 額	定額	159,600 円
	定額+付加	164,400 円

ご不明な点は

住民課年金係 ☎ 43-0211 におたずねください。

“なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険” 第16回

質 問

介護保険料は毎年変わるのですか？

回 答

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、3年間の介護保険費用総額を推計し決定するため、保険料基準額は3年間変更ありません。

ただし、個人の保険料は、その年度の4月1日を基準日として、本人や家族の住民税の課税状況により決定いたしますので、年度により変動する場合もあります。

また、今年の10月までは特別対策により半額の徴収となっております。

65歳未満の方（2号被保険者）の保険料についてはそれぞれ加入されている医療保険に含まれています。

ご存じですか 検 察 審 査 会

● 検 察 審 査 会 と は

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者を裁判にかけなかったことのよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

● 審 査 は ど う い う と き に

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に申立てがあったときに審査を始めます。

● 審 査 の 方 法 は



検察審査会は、検察審査員11人全員が出席したうえで、検察審査会を開きます。そこでは、検察庁から取り寄せた事件の記録を調べたり、証人と呼んで事情を聞いたりして、検察官の不起訴処分のよしあしを一般国民

● 審 査 の 結 果 は

検察審査会で審査した結果、さらに詳しく捜査すべきである（不起訴不当）や、起訴をすべきである（起訴相当）という議決があった場合には、検察官はこの議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達したときには、起訴の手続きがとられます。

● 審 査 の 申 立 て や 相 談 の 費 用 は

審査の申立てや相談には、一切費用がかかりません。最寄りの検察審査会までお気軽にご相談ください。

● 問 い 合 わ せ

萩検察審査会
☎ 08338-221464

